平成２９年（フ）第６２号
福岡県大牟田市大字久福木43番地１　松田コーポ202号
債務者　浦　　将史
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第９２号
福岡県行橋市南大橋５丁目４番２―251号
債務者　森本　千花（旧姓加来）
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
北海道虻田郡ニセコ町字曽我752番地
債務者　中塚　真吾
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第１４９号
北海道帯広市西10条南28丁目４番地４　ライフ28桂201号室
債務者　宮浦　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第６０５号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン10―203
債務者　金丸　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６３０号
埼玉県吉川市きよみ野２丁目14番地　６号棟301
債務者　須藤　良平
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６４９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853番地１―２―211
債務者　田中　由利
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
三重県伊勢市大湊町1579―10、住民票上の住所三重県鳥羽市国崎町277番地
債務者　奥田　文雄
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第３６０１号
大阪府豊中市曽根東町３丁目５番１号　Ｍｓ’ｐａｌａｚｚ０　401号室、住民票上の住所大阪府池田市天神１丁目４番２―203号
債務者　芝田　昌則
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９４５号
大阪府八尾市南木の本２丁目12番地の82
債務者　安田　哲也
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９５２号
大阪府寝屋川市葛原１丁目４番27号
債務者　岩脇裕貴子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３１４号
大阪市淀川区木川西２丁目７番４―1004号
債務者　伊藤　良浩
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５９９号
大阪市平野区長吉川辺３丁目８番17―501号
債務者　西田勢津子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７５６号
大阪府茨木市水尾４丁目２番１号　スカイハイツ　101号
債務者　安部　倉義
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７７９号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、住民票上の住所大阪市東淀川区瑞光３丁目６番20―403号
債務者　藤田　成美
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７９１号
大阪府門真市中町８番23号　宝ハイツＡ　101号
債務者　緒方　政雄
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８１８号
大阪市平野区喜連西５丁目４番４―702号
債務者　皆笹　知子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８５１号
大阪市平野区加美東４丁目20番４号　サイプレス加美東306号、前住所大阪府東大阪市大蓮南５丁目11番28号
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部